

「一」(古代)・「二」(中世)・「三」(近世)・「四」(近・現代)のうち、自分の専攻する時代の問題を選んで解答せよ。但し、複数の時代を選ぶことはできない。

問「二」(古代) 次のA・B二問に答えよ。

A 次の史料を読んで問に答えよ。

※この問題は、著作権の関係により掲載ができません。

(1) 全文を読み下せ。

(2) この文書から読み取れる顛末について具体的に論じよ。

B 次の史料を読んで、問に答えよ。

設問(1) 引用関係に注意しながら、全文を読み下せ。

(2) 全文を現代語に訳せ。

(3) 本史料の意義について、知ることを述べよ。

見
太政官符

應親王任國守事

上総國 常陸國 上野國

右拾中納言從三位兼行左兵衛督清原真人
夏野養成傳設置八省藏寮相餘百官守職
庶務俱成一事有關方事皆緩令親王任
入省卿此人地望素高不得就職無知研務
仍官自懈政迹日無非是庸愚之所致固地
勢使之然也凡官人遷代必暑解由至有欠
物不免償物居此之貴見其如此望請點定
伎國為親王國造任彼國身自京都意故
后京官者一兩人將聽若有守闕者不補也
人其折者納言判倉友無品親王之要伏
聽 天裁者正三位行中納言兼右近衛大
將春官大夫良岑朝臣安世官奉 勅依
奏信伴等國守官位卑下且改定正四位下
官以為勅任号稱大守限以一代不可承例

天長三年三月六日

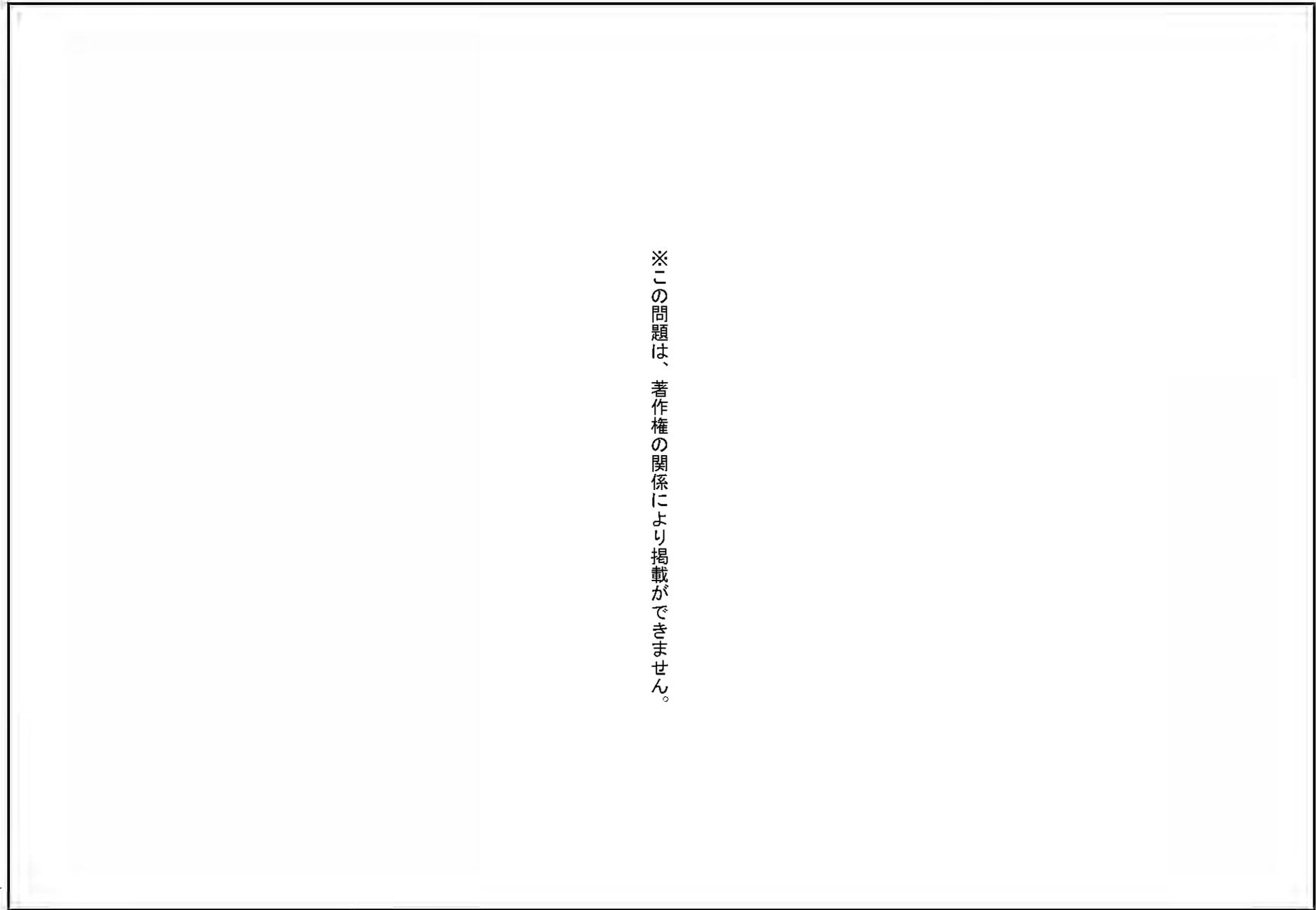
問「二」(中世)次のA・B・C三問に答えよ。

A (1) 左の史料の釈文を記せ。

(2) 左の史料を一つの素材とし、鎌倉幕府の訴訟制度について四〇〇字程度で論述せよ。

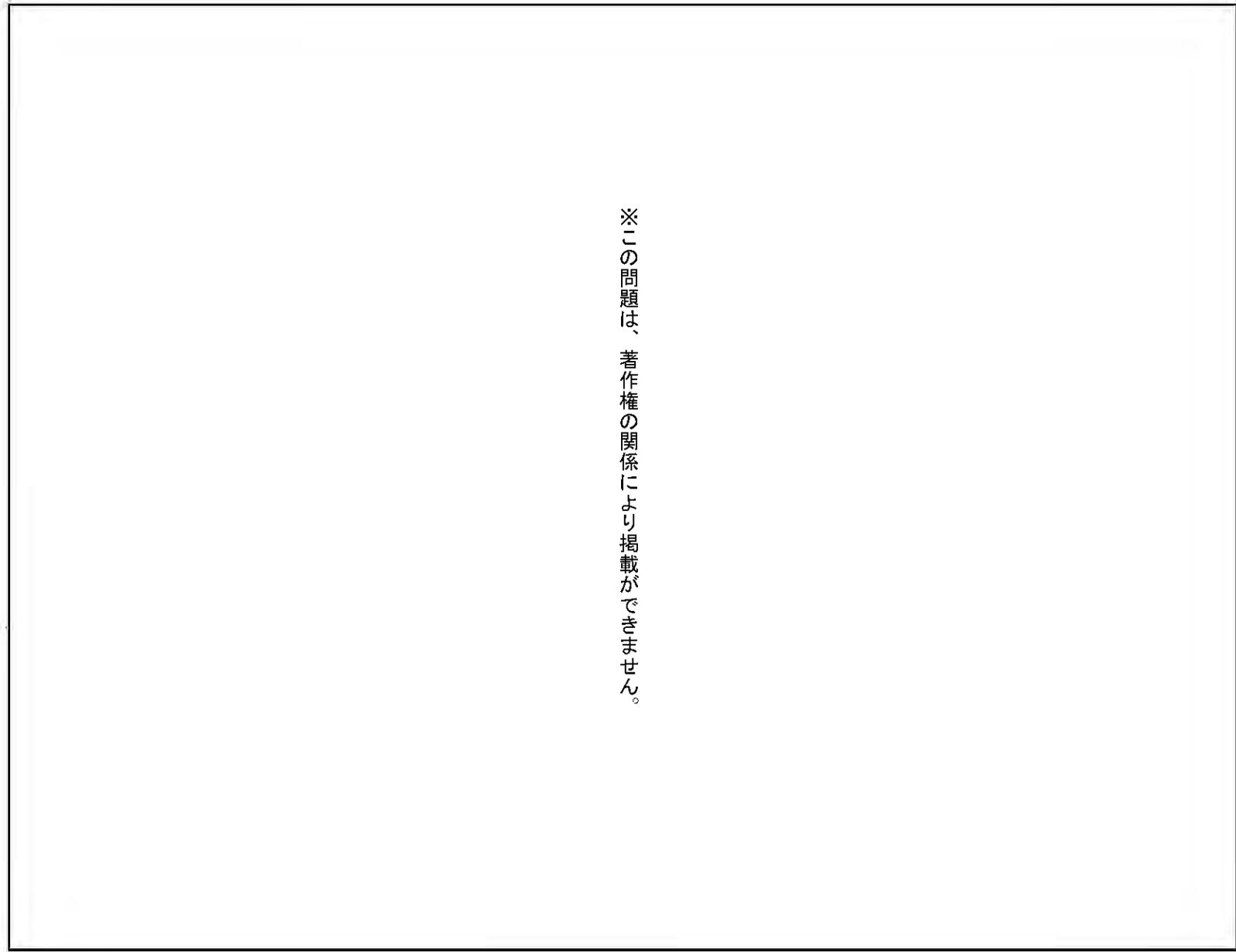
※この問題は、著作権の関係により掲載できません。

B 左の史料の叙文を記せ。



※この問題は、著作権の関係により掲載できません。

- C
- (1) 左の史料の叙文を記せ。
 - (2) 左の史料で定められていることの要点を記せ。



※この問題は、著作権の関係により掲載できません。

問三(近世) 次のA・B二問に答えよ。

A 左の史料は、寛永二〇(一六四三)年三月に幕府が発令した「土民仕置条々」の一部である。
これを読んで設問に答えよ。

- (1) 当時の時代状況について述べよ。
- (2) 傍線部①について説明せよ。
- (3) 傍線部②について考えるとどこを述べよ。



※この問題は、著作権の関係により掲載できません。

B 左の史料は、『異国日記』の一部である。これを読んで設問に答えよ。

- (1) この書簡の差出人は誰か。傍線部に留意しながら、国名と人名を答えよ。国名、人名ともに、文中の表記を楷書書きしても、現代のカタカナ表記に改めて記入してもよい。
- (2) 点線部の人名を答えよ。文中の表記を楷書書きしても、現代のカタカナ表記に改めて記入してもよい。なお、「かびたん せねらん」は彼の肩書である。
- (3) (1)(2)を踏まえて、本文の前半(矢印の先端が示す位置まで)を要約せよ。

※この問題は、著作権の関係により掲載ができません。

問四「近・現代」 次のA・B二問に答えよ。

A 次の史料を読み、設問に答えよ。

※この問題は、著作権の関係により掲載できません。

※この問題は、著作権の関係により掲載ができません。

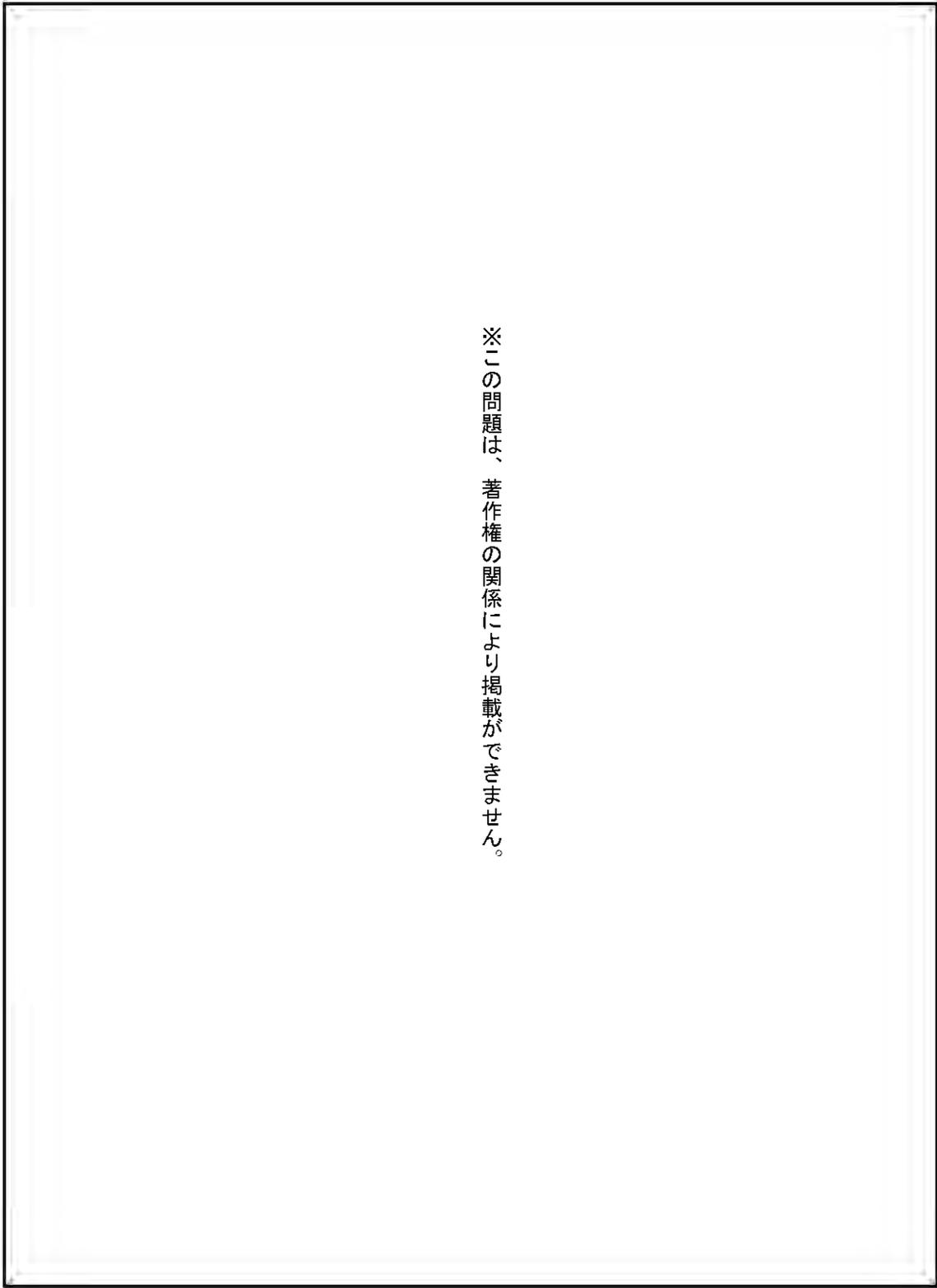
- (1) 書簡全文を楷書で記しなさい。
- (2) 文中に出てくる団体について、知るところを簡潔に説明しなさい。
- (3) 傍線aの人物について、その人名と経歴について五〇字程度で説明しなさい。
- (4) 傍線bは誰が誰に何を依頼したという意味か、簡潔に説明しなさい。
- (5) 書簡の差出人が近代日本の文化史上に果たした役割を五〇字程度で説明しなさい。
- (6) 書簡の受取人の政治思想について、その政治行動と絡めて一〇〇字程度で説明しなさい。

B 次の史料を読み、設問に答えよ。



※この問題は、著作権の関係により掲載ができません。

※この問題は、著作権の関係により掲載ができません。



(1) この史料は、いつ(西暦年)、誰(氏名)が、誰(氏名)にあてて発信した
ものと考えられるか。

(2) 括弧Aの箇所を楷書で記しなさい。

(3) 傍線aについて一〇〇字程度で説明しなさい。

(4) 傍線bについて五〇字程度で説明しなさい。

(5) 括弧Bの箇所を楷書で記しなさい。

(6) 括弧Cの箇所を楷書で記しなさい。

(7) 傍線cについて一〇〇字程度で説明しなさい。

—「れより先の余白には絶対に記入しないこと」—